

議員提出議案第11号

ブラッドパッチ療法の医療保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツによる外傷等、頭頸部^{けい}や腰部などの身体への衝撃により脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り等の様々な症状が複合的に発症する疾病とされ、これまで、その多くの患者が、症状の原因が特定されないことにより「怠け病」や「精神的なもの」と誤解されてきました。また、この疾病に対する治療法として、硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）の有効性が認められつつも、医療保険の適用外であり、診断・治療基準も科学的に明確にされていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れません。

厚生労働省の補助を受けた研究組織による「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」の報告書において、交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではないことが明らかとされました。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年6月、治療法となるブラッドパッチ療法が「先進医療」として認められ、早期の医療保険適用を目指し、治療基準作りが開始されました。

しかし、脳脊髄液減少症の患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられています。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準の策定及び医療保険の適用を早期に実現すること。
- 2 脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に向けた研究を引き続き推進し、「診療ガイドライン」を早期作成するとともに、周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 全ての都道府県におけるブラッドパッチ療法に関する施設基準を満たす医療施設の設置を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年7月5日提出

提出者 さいたま市議会議員 鶴崎敏康

同 高野秀樹

同 高橋勝頼

同 山崎章

同 細沼武彦

賛成者 さいたま市議会議員 新藤信夫

同 高柳俊哉

同 小森谷優

同 加川義光

同 土井裕之